

## 香川県条例第17号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。